

目 次

○第1号（11月28日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
町長挨拶	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	3
日程第 3 報告第11号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について	4
日程第 4 承認第 4号 平成29年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて	5
日程第 5 議案第56号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	7
日程第 6 議案第57号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例	11
日程第 7 議案第58号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	12
日程第 8 議案第59号 平成29年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）	14
日程第 9 議案第60号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	16
日程第10 議案第61号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	17
日程第11 議案第62号 平成29年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）	18
町長挨拶	20
閉 会	20

平成29年第3回吉岡町議会臨時会会議録第1号

平成29年11月28日（火曜日）

議事日程 第1号

平成29年11月28日（火曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第11号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について
(報告・質疑)
- 日程第 4 承認第 4号 平成29年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 5 議案第56号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 6 議案第57号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 7 議案第58号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 8 議案第59号 平成29年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 9 議案第60号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第10 議案第61号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第11 議案第62号 平成29年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）
(提案・質疑・討論・表決)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
8番	村越哲夫君	9番	坂田一広君
10番	飯島衛君	11番	岩崎信幸君
12番	平形薫君	13番	山畑祐男君
14番	小池春雄君	15番	岸祐次君
16番	馬場周二君		

欠席議員（1人）

7番 高山武尚君

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	小渕莊作君
財務課長	小林康弘君	町民生活課長	福島良一君
健康福祉課長	福田文男君	産業建設課長	高田栄二君
会計課長	大澤弘幸君	上下水道課長	笹沢邦男君
教育委員会事務局長	飯嶋由紀夫君		

事務局職員出席者

事務局長 中島繁 主 事 田中美帆

議 長（馬場周二君） 皆さん、おはようございます。

開会・開議

午前9時30分開会・開議

議 長（馬場周二君） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、平成29年第3回吉岡町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

町長挨拶

議 長（馬場周二君） 町長より発言の申し入れがありましたので、これを許可します。
石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

朝早くから大変お世話さまになります。

平成29年第3回吉岡町議会臨時会の開会に当たりまして、一言挨拶をさせていただきます。

本日、臨時会が議員各位の出席のもと開会できますことに心から感謝を申し上げます。
ありがとうございます。

12月の定例会を間近に控えて、慌ただしい時期になりましたが、臨時会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

さて、本臨時会では、吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴う議案7件と報告、承認各1件、合わせて9件を上程させていただきました。何とぞ慎重審議の上、可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

どうか議員の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日は大変お世話になります。

議 長（馬場周二君） これから議事日程（第1号）により会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（馬場周二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第119条の規定により、議長において5番柴崎徳一郎議員、6番竹内憲明議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議 長（馬場周二君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定します。

なお、会期日程は配付のとおりであります。

日程第3 報告第11号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

議 長（馬場周二君） 日程第3、報告第11号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告についてを議題とします。

石関町長より報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 報告申し上げます。

報告第11号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について。

本事案は、町道管理に起因する事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をするものであります。

詳細につきましては、産業建設課長より説明させます。

議 長（馬場周二君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 本事案は、別添専決処分書のとおり、損害賠償の額2,700円、損害賠償の相手方の相手方は、住所、氏名とも記載のとおりでございます。

事故の状況であります、平成29年8月23日、午後7時50分ごろ、吉岡町大字小倉四百五番地一付近の町道を北に向かって走行中、下水道マンホールの突起に右側前輪が当たり、タイヤがパンクしたものでございます。

この度、町と損害賠償の相手方との当事者間で示談が成立いたしまして和解となりましたので、ここに報告するものでございます。

示談の内容につきましては、町が損害賠償の相手方に金2,700円を支払う義務があることを認め、これを相手方が指定する口座に支払い、当事者間には一切の債権、債務関係がないことを確認いたしました。

なお、損害賠償金額2,700円は、町が加入しております全国市町村総合賠償保険か

ら支払われております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

議長（馬場周二君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第4 承認第4号 平成29年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議長（馬場周二君） 日程第4、承認第4号 平成29年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

承認第4号 平成29年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

今回の専決処分は、平成29年9月28日に衆議院が解散したことにより、10月22日に執行される衆議院議員の解散総選挙にかかわる選挙執行経費の予算措置が必要となつたため、9月28日付をもって予算の専決をさせていただいたものでございます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,540万9,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億7,175万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、財務課長をして説明をさせますので、よろしくご審議の上、承認をいただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 小林財務課長。

〔財務課長 小林康弘君発言〕

財務課長（小林康弘君） 衆議院の解散総選挙により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものとなります。

議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

平成29年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の補正額については、ただいま町長が提案理由の中で申し上げたとおりです。

2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表・歳入歳出予算補正」によるものとなります。

2ページから6ページにかけましては、第1表 歳入歳出予算補正となりますが、詳細につきましては事項別明細書により説明をさせていただきます。

それでは、10ページをごらんください。

歳入についてですが、15款県支出金3項県委託金1目総務費県委託金5節選挙費県委託金800万円の増については、衆議院議員選挙費として県からの内示によるものとなります。

次に、18款繰入金2項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金では、740万9,000円の増となっております。これにより、補正後の財政調整基金からの繰り入れは8億5,744万7,000円となり、財政調整基金残高見込額は予算額ベースで17億7,491万9,000円となっております。

続いて、11ページをごらんください。

歳出ですが、2款総務費4項選挙費2目衆議院議員選挙費が1,540万9,000円の増となります。

これについては、投票管理者などの報酬、投開票事務従事者手当、各種業務委託料のほか、開票時間の短縮を図るための投票用紙読み取り分類機の購入費用などが含まれております。

続いて、12ページは給与費明細書となります。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第4号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認め、よって、そのとおり決しました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

承認第4号 平成29年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、承認第4号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第56号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議 長（馬場周二君） 日程第5、議案第56号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 提案申し上げます。

去る8月8日、人事院が国会及び内閣に対し、国家公務員の給与の改定について勧告しました。これを受け、政府は給与関係閣僚会議等における検討の結果、11月17日に人事院勧告どおり、本年度の国家公務員の月例給及び勤勉手当の引き上げを閣議決定いたしました。また、群馬県においても、群馬県人事委員会が10月11日に勧告をしております。

地方公共団体においては、人事委員会の給与に関する勧告及び報告を踏まえ、地域における民間給与等の状況を勘案して適切に対処することの地方公務員法第59条及び地方自治法第245条の4に基づく技術的助言が国、県から示されました。

本議案は、吉岡町においても官民較差の是正を求めた人事院勧告に準拠するため、職員の給与に関する条例の一部改正をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては総務政策課長から説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議 長（馬場周二君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君） 本議案の改正の主な内容としまして、勤勉手当の支給率及び職員給料表の水準の引き上げ、扶養手当の見直しに係る改正でございます。

それでは、初めに新旧対照表第1条による改正の1ページをごらんいただきたいと思います。

右側、旧とあるのが現行でございます。左側、新とあるのが改正案でございます。下線部分が改正箇所となります。

第21条第2項の勤勉手当の支給率の改正でございますが、官民給与の較差から見ますと、民間の支給割合が4.42月に対しまして、公務員の支給月数は4.30月と0.12月分の差があるとされております。これに伴いまして、年間一時金支給割合を0.1月分引き上げる改正としたいものでございます。新旧対照表の1ページ中段におきまして0.1月分の引き上げとなるよう、一般の職員の支給率を100分の85から100分の95に、特定幹部職員にあっては100分の105から100分の115に、また、同項の第2号におきましては、再任用職員については100分の40から100分の45に、再任用職員で特定幹部職員該当者にあつては100分の50から100分の55に引き上げたいものでございます。

続きまして、1ページの下になりますが、附則第21項については、勤勉手当支給率の引き上げに伴いまして、特定職員55歳以上の課長・局長に対しまして平成30年3月31日まで間の勤勉手当減額率をそれぞれ引き上げる内容となっております。この勤勉手当支給率等の改正は、本年12月期に適用されるものとなります。

次に、2ページをごらんいただきたいと思いますが、2ページ中段から12ページまでは別表第1吉岡町職員給料表の改正でございます。官民較差に基づく給与水準の改正で、民間初任給との格差是正のため、若年層に適用される月例給につきまして1,000円程度の引き上げ、その他はそれぞれ400円の引き上げを基本に、平均0.2%の引き上げを行っております。

新旧対照表の2ページから10ページの別表をごらんいただくと、1級の各号当たりの引き上げ額は500円から1,000円、2級及び3級では400円から1,000円、4級では400円から900円、5級では400円から900円、6級では400円から800円となります。

例えば、4ページ中ほどをごらんいただきたいと思いますが、4ページ中ほどの1級25号は大卒初任給となります。現行17万8,200円が、改正後は17万9,200円ということで1,000円の引き上げとなります。そのまま右にずれて見ていただくと、表の1番右の6級25号におきましては、現行36万6,900円から改正後は36万7,300円と400円の引き上げとなります。

なお、この別表につきましては平成29年4月から遡及適用される給料表でございます。続きまして、新旧対照表の第2条による改正をごらんいただきたいと思いますが、新旧対照表の第2条による改正の1ページをごらんいただきたいと思いますが、

先ほどと同じく、右側、旧とあるのが現行でございます。左側、新とあるのが改正案で

ございます。下線部分が改正箇所となります。

まず、第20条の改正についてでございますが、後でまた出てきますが、附則第18項から第21項で定めている55歳以上の課・局長に対する給与の支給に関する特例措置が平成30年3月31日で終了となり、終了と同時に関連する附則の項を削ることになります。そこで、第20条において削除される項を引用している部分を削る改正となるものがございます。また、項番号を加える改正でございますが、これは全体的な見直しを行った中で、参照する部分をより細かく再指定することとする改正でございます。

1ページの中段に第2項がありますが、その第2項の改正でございますが、第1項の改正と同様に、削除される項を引用している部分を削る改正と項番号を加える改正となります。

次の2ページをごらんいただきたいと思います。

一番上になりますが、第4項については、第1項、第2項と同様に、削除される項を引用している部分を削る改正となります。

続きまして、その中段になります第21条の改正についてでございますが、先ほどの改正と同様に、削除される項を引用している部分を削る改正を行うのと、勤勉手当の支給率を改正するものがございます。第1条による改正によりまして、平成29年12月期の勤勉手当を0.1月分引き上げるわけでございますが、その0.1月分を平成30年6月期以降、現行より0.05月分ずつ振り分けて支給するための改正になります。それぞれ0.05月分の引き上げとなるよう、第1条で引き上げた一般の職員の支給率を100分の95から100分の90に、特定幹部職員にあっては100分の115から100分の110に、再任用職員については100分の45から100分の42.5に、再任用職員で特定幹部職員該当者にあっては100分の55から100分の52.5に改正するものがございます。

続きまして、附則の3ページをごらんいただきたいと思いますが、附則の改正でございます。55歳以上の課・局長に対する給与の支給に関する特例措置が、平成30年3月31日をもって効力を失いますので、関連する附則第18項から第21項までを削る改定となります。

続いて、新旧対照表の第3条による改正の1ページをごらんいただきたいと思います。

先ほどと同じく、右側、旧とあるのが現行でございます。左側、新とあるのが改正案でございます。下線部分が改正箇所でございます。

これは、平成28年の11月臨時会で議決をいただきました扶養手当の経過措置について改正を行うものがございます。経過措置の内容は、平成28年の臨時会で、子についての扶養手当について平成29年4月1日から6,500円を1万円にする改正を行いました。

た。それと同時に、平成30年3月31日までの間は経過措置として8,000円とする改正を行ったところでございますが、今回、扶養手当の改正を円滑に進めるため、群馬県の改正に倣いまして、8,000円を8,700円に改めるものでございます。

続きまして、議案書に戻っていただきまして、議案書6ページをごらんいただきたいと思っております。

下段の附則第1条第1項についてでございます。この一部改正条例の適用期日に関する規定でございます。前段で、この一部改正条例を公布の日から施行するとし、第2条による改正については平成30年4月1日から施行するとしているものでございます。附則第1条第2項については、一部改正条例第1条中、給料表の水準の引き上げ、第3条の扶養手当の経過措置の改正を平成29年4月1日にさかのぼり適用させるものでございます。

7ページをごらんいただきたいと思っております。

7ページ、附則第2条については、平成29年4月から改正前の給与条例に基づきまして、支給されている給与については現給保障分及び扶養手当の経過措置分を含め、今回の改正による給与の内払いであったとする規定でございます。

今回、給料表の水準と勤勉手当の支給率の引き上げをお願いするわけでございますが、ちなみに吉岡町の給与水準、ラスパイレス指数についてでございますが、平成29年4月の時点で試算した数値ではございますが、98.2となっております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第56号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認め、よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第56号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第57号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第6、議案第57号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 議案第57号の提案理由を申し上げます。

本議案は、吉岡町職員の給与改定に準じて、特別職の期末手当の改定をお願いするものであります。

詳細につきましては総務政策課長に説明させますので、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕 莊作君発言〕

総務政策課長（小渕 莊作君） 吉岡町職員の給与改定に準じまして、特別職の職員の期末手当を0.1カ月分引き上げる改正をお願いするものでございます。

人事院勧告は勤勉手当の引き上げを勧告しておりますが、元来特別職及び議員には勤勉手当はございません。しかしながら、職員の勤勉手当を期末手当に置きかえ、職員と同様に改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

新旧対照表の第1条による改正でございますが、1ページをごらんいただきたいと思います。右側の旧とあるのが現行でございます。左側の新とあるのが改正案でございます。下線部分が改正箇所となっております。

第4条第2項の期末手当の支給割合でございますが、本年12月で0.1月分引き上げまして、100分の222.5を100分の232.5に引き上げるものでございます。

続いて、新旧対照表の第2条による改正をごらんいただきたいと思います。先ほどと同じように旧とあるのが現行、左側の新とあるのが改正案でございます。そして、下線部分が改正箇所となっております。

平成30年4月1日以降の期末手当の支給割合について、先ほど説明させていただきました第1条による改正の平成29年12月支給分を0.1月分引き上げた分を、平成30

年6月、そして12月にそれぞれ0.05月分に振り分けるための改正でございます。6月については100分の207.5を100分の212.5に引き上げ、改正条例第1条で引き上げた12月の支給割合を100分の232.5を100分の227.5に改めるものでございます。

続きまして、議案書をごらんいただきたいと思っております。

附則の施行期日についてでございます。第1条の改正につきましては、この一部改正条例の公布の日から施行するとし、一部改正条例第1条の改正による期末手当の支給割合を平成29年12月に適用させます。そして、第2条による期末手当の支給割合の改正を平成30年4月1日から適用するものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第57号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認め、よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第57号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第58号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第7、議案第58号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 議案第58号の提案理由を申し上げます。

本議案は、吉岡町職員の給与改定に準じて、議会議員の期末手当の改定をお願いするものであります。

詳細につきましては、総務政策課長から説明させますので、審議の上、可決くださいませようお願い申し上げます。

議 長（馬場周二君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君） 先ほどと同じように、吉岡町職員の給与改定に準じまして、特別職と同様に期末手当を0.1月分引き上げる改正をお願いするものでございます。

それでは、新旧対照表の第1条による改正をごらんいただきたいと思います。右側、旧とありますのが現行で、左側、新とありますのが改正案となります。下線部分が改正箇所でございます。

第6条第2項の期末手当の支給割合でございます。本年12月で0.1月分引き上げまして、100分の222.5を100分の232.5に引き上げるものでございます。

続きまして、新旧対照表第2条による改正をごらんいただきたいと思います。

平成30年4月1日以降の期末手当の支給割合につきまして、特別職と同様に、先ほど説明させていただきました第1条による改正の平成29年12月支給分を0.1月分引き上げた分を、平成30年6月、そして12月にそれぞれ0.05月分振り分けるための改正でございます。6月につきましては100分の207.5を100分の212.5に引き上げまして、改正条例第1条で引き上げた12月の支給割合を100分の232.5を100分の227.5に改めるものでございます。

続きまして議案書をごらんいただきたいと思います。

附則につきまして、この一部改正条例の適用期日に関する規定でございます。第1条につきましては、公布の日から施行するとしまして、一部改正条例第1条の改正による期末手当の支給率を平成29年12月に適用させるものでございます。そして、第2条による期末手当の支給割合の改正を平成30年4月1日から適用するというものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第58号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第58号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第59号 平成29年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）

議 長（馬場周二君） 日程第8、議案第59号 平成29年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 議案第59号 平成29年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、人事院等勧告に基づく給与改定に係る議案第56号から議案第58号のそれぞれの条例の一部を改正する条例に関連する補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ672万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億7,847万9,000円とするものであります。

詳細につきましては財務課長に説明させますので、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議 長（馬場周二君） 小林財務課長。

〔財務課長 小林康弘君発言〕

財務課長（小林康弘君） それでは、議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表・歳入歳出予算補正」によるということで、これにつきましては、2ページから6ページまでとなりますが、まず3ページの下段をごらんいただきたいと思います。

18款繰入金2項基金繰入金で、財政調整基金からの繰り入れを672万円追加いたします。

これにより財政調整基金からの繰り入れは8億6,416万7,000円となり、財政調整基金の残高見込額は予算額ベースで17億6,819万9,000円となります。

次に歳出ですが、5ページをごらんいただきたいと思います。

1款議会費では55万円の追加、2款総務費では250万9,000円の追加、3款民生費では66万6,000円の追加、4款衛生費では73万2,000円の追加、6款農林水産業費では61万円の追加、7款商工費では9万9,000円の追加、8款土木費では74万9,000円の追加、次のページにいきまして10款教育費では80万5,000円の追加、合計で672万円を追加させていただくもので、内容は特別職並びに一般職等の給与の改定によるものとなっております。

7ページから22ページは事項別明細書、23ページから25ページが給与費明細書となります。

なお、参考資料として、説明資料を添付させていただいております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第59号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認め、よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第59号 平成29年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第60号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議 長（馬場周二君） 日程第9、議案第60号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第60号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

給与改定に伴う補正であります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ11万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億568万5,000円としたいものであります。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議 長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明を申し上げます。

議案書7ページをごらんください。

歳出であります。第1款下水道費第1項下水道費第1目総務管理費で5万9,000円の増額。第3目建設費で5万1,000円の増額。給与改定に伴う人件費、合計11万円の増額で、歳入歳出それぞれ11万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億568万5,000円にお願いするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

議 長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第60号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認め、よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第60号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第61号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 （第2号）

議長（馬場周二君） 日程第10、議案第61号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案申し上げます。

議案第61号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

給与改定に伴う補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,885万8,000円としたいものであります。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明を申し上げます。

議案書7ページをごらんください。

歳出であります。第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業費第1目総務管理費で14万5,000円の増額。給与改定に伴う増額補正で、歳入歳出それぞれ14万5,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,885万8,000円にお願いするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第61号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認め、よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第61号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第62号 平成29年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）

議長（馬場周二君） 日程第11、議案第62号 平成29年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第62号 平成29年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

給与改定に伴う補正であります。収益的収入及び支出のうち、第1款水道事業費用第1項営業費用28万2,000円の増額であります。

次に、資本的収入及び支出のうち、第1款資本的支出第1項建設改良費5万2,000円の増額をお願いするものであります。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明を申し上げます。

議案書9ページ、補正予算明細書により詳細説明をいたします。

収益的収入及び支出のうち、第1款水道事業費用第1項営業費用第1目配水及び給水費で10万6,000円の増額。第2目総係費で17万6,000円の増額。ともに給与改定に伴う補正であります。合計28万2,000円の増額で、水道事業費用4億244万2,000円をお願いをするものであります。

続いて、議案書10ページをごらんください。

資本的収入及び支出のうち、第1款資本的支出第1項建設改良費第1目配水設備工事費で5万2,000円の増額、給与改定に伴う増額補正で、資本的支出を2億5,694万4,000円をお願いをするものであります。

以上、よろしく願いいたします。

議 長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第62号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第62号 平成29年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、平成29年第3回臨時会の日程を全て終了しました。

町長挨拶

議長（馬場周二君） 閉会の前に、町長の挨拶の申し入れを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 臨時会閉会に当たりまして、一言、挨拶をさせていただきます。

本日は、議案等9件を上程させていただきましたが、可決、承認をいただきまして、大変ありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

開会の挨拶で申し上げましたが、12月定例会を間近に控えて慌ただしい時期でもあります。

議員皆様には、お体には十分ご自愛をいただきまして、ますますのご活躍をご祈念申し上げます。閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

大変お世話さまになりました。

閉会

議長（馬場周二君） 以上をもちまして、平成29年第3回吉岡町議会臨時会を閉会します。

午前10時21分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 馬 場 周 二

吉岡町議会議員 柴 崎 徳 一 郎

吉岡町議会議員 竹 内 憲 明